

審査結果（案）の一覧_第1作業部会（第1回）

番号	補助金名称	H25 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
1	自己啓発助成金	130	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金は、H18年度の補助金の見直しを踏まえて創設された制度であり、業務に直結する資格、講座等に対象を限定されたものである。 ・職員の資質向上と能力開発により、市民福祉の向上を図るという補助金の意義は理解でき、近年の交付実績の低迷を踏まえ、担当課においてもアンケートに実施によるニーズの把握等の一定の改善策が講じられているところである。 ・しかし、本制度の効果が不明確であるとともに、自己啓発による資質向上や能力開発の取組は、本来職員が自主的に能動的に取り組むべきものである。また、インセンティブ（報奨）についても、自己啓発の取組そのものよりも、取組によって得た能力を職務に活かした成果（効果）に対して与えられるべきものである。 ・以上のことから、本補助金はいったん廃止すべきと考える。もつとも、職員数削減の中、職員個人の能力向上は必要不可欠であることから、市として職員に対して求める能力等を明確にした上で、人事評価制度への反映も視野に入れた新たな自己啓発を推進する制度を構築すべきである。
2	自治会長研修費補助金	1,991	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の主体である自治会と市との協働の重要性に鑑み、H22年度に「廃止」の提言を受けながらも継続されているが、今回の見直しにおいても、研修成果が地元へ十分に還元されているとは言い難い状況にあるとともに、実績報告書についても、研修の目的について市民に誤解を招く記載が見受けられる。 ・本補助金は昭和60年に創設されたものであり、長期にわたって交付されてきた経緯も相まって、本来目的があって実施されるべき

				<p>研修が、行事の一環として慣例的に実施されている傾向も否定できない。また、地域課題が複雑化、多様化している状況下において、補助対象を自治会長に限定している合理性が乏しいことから、本補助金については、廃止すべきである。</p> <p>・もともと、市民と行政との協働によるまちづくりの重要性の観点から、地域活動の向上を目的とする補助制度の必要性は認められることから、自治会長に限定せず、地域課題に応じた地域の担い手への研修費補助制度など、今後、市民自治協議会の設立が予定されていることも踏まえた上で、新たな地域への補助制度を再構築されたい。</p>
3	友好都市宿泊補助金	100	廃止	<p>・友好都市交流事業の一環として実施されているものであるが、補助額も1人1泊につき2,500円と少額であり、主要宿泊施設の閉館などの影響から近年の利用実績も低迷している状況にある。</p> <p>・また、宿泊補助という手段により友好都市との交流が図られるのかという補助効果に対する疑問があるとともに、創設から既に14年が経過しており、友好都市との交流の推進という目的は一定程度果たされたものと考えられる。</p> <p>・よって、本補助金は廃止し、友好都市との交流の推進に当たってはPRの強化など、別途新たな手法を検討すべきである。</p>

4	環境基本計画推進会議補助金	3,400	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者・行政から組織され、積極的に活動がなされている市環境基本計画に定められた様々なプロジェクトの実施主体への補助金であり、補助金の意義は認められるもので、効果についても市民力を活かした環境施策が推進されているところである。 ・しかし、本組織については、本来構成員である市民・事業者が主体的に事務等の組織運営を担うべきものであるにもかかわらず、行政主体によるものとなっており、会員数も131に留まるなど、組織としてのあり方に課題が見受けられる。 ・今後、組織や活動の活性化に向けた会員数の拡大に取り組まれるとともに、取組や実績等をより一層市民に周知し、活動への理解、協力を求める必要がある。
15	人権教育研究会補助金	1,250	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・H22年度の提言を踏まえ、会費の徴収による自主財源の確保に努められているところであるが、事業自体の見直しはなされておらず、研修会・研究会等への参加費、旅費等については、依然として全額市からの補助金で賄われている状況にあり、団体の自主性と中立性を確保する観点から、改善が求められる状況にある。 ・教育現場における人権教育の推進という公共性・必要性は認められるものの、任意の民間団体である本研究会に対する補助が継続されることは、公平性を欠くと考えられ、補助効果の把握も困難であることから、本補助金は前回提言と同様に廃止することが妥当であると判断する。 ・もともと、前回提言のとおり、市が教員に対する人権教育の学習機会等の提供を必要と判断する場合には、人権教育のあり方を明確にした上で、補助金ではなく直接経費を負担するなどのより効果的な他の方策により支援することが適当である。